


長野県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成30年3月26日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	有限会社藤野や	長野県岡谷市長地御所2-13-40	訪問介護事業所そよかぜ	長野県岡谷市長地御所2-14-41	平成29年12月1日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	土屋薬局株式会社	長野市川中島町今井384番地	西町土屋薬局	長野県伊那市西町5138-20	平成30年1月1日

地域福祉課

長野県告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年3月26日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
					新	旧	
訪問介護 介護予防 訪問介護	社会福祉法人 敬老園	長野県上田市常磐城2256番地1	さくだいら敬老園ヘルパーステーション	長野県佐久市佐久平駅北17-4	さくだいら敬老園 ヘルパーステーション	さくだいら敬老園 第2ヘルパーステーション	平成30年1月1日
訪問看護 介護予防 訪問看護	株式会社あおいそら	長野県松本市大字 笹賀2975-1	訪問看護ステーションあおいそら	長野県松本市大字 笹賀2975-1	長野県松本市大字 笹賀2975-1	長野県松本市大字 笹賀3816番地	平成29年2月15日

地域福祉課

長野県告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年3月26日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	社会医療法人栗山会	長野県飯田市大通1丁目15番地	えんじゅ診療所	長野県飯田市大通1丁目30番地2	平成30年2月14日

訪問介護 介護予防訪問介護 訪問型サービス	社会福祉法人敬老園	長野県上田市常磐城2256番地1	さくだいら敬老園第1ヘルパーステーション	長野県佐久市佐久平駅北16-7	平成29年12月31日
居宅介護支援	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間あさま生活福祉相談センター	長野県小諸市耳取948番地1	平成30年3月31日
居宅介護支援	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間さく生活福祉相談センター	長野県佐久市桜井671番地1	平成30年3月31日
通所介護 介護予防通所介護 通所型サービス	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間デイサービスセンターひだまり	長野県佐久市桜井671番地1	平成30年3月31日
借用具貸与 介護予防福祉用具貸与	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間福祉用具ステーション	長野県佐久市桜井671番地1	平成30年3月31日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間福祉用具ステーション	長野県佐久市桜井671番地1	平成30年3月31日
居宅介護支援	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間みなみ生活福祉相談センター	長野県佐久市臼田785-6	平成30年3月31日
通所介護 介護予防通所介護 通所型サービス	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間デイサービスセンター星の里	長野県佐久市臼田785-6	平成30年3月31日
訪問介護 介護予防訪問介護 訪問型サービス	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間ヘルパーステーション	長野県佐久市臼田785-6	平成30年3月31日
居宅介護支援	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間しらかば生活福祉相談センター	長野県佐久市協和2401番地1	平成30年3月31日
通所介護 介護予防通所介護 通所型サービス	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間デイサービスセンターしらかば	長野県佐久市協和2401番地1	平成30年3月31日
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間小規模多機能ホームあさし	長野県佐久市甲1172番地1	平成30年3月31日
通所介護 介護予防通所介護 通所型サービス	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	J A佐久浅間あおぬまの家	長野県佐久市入澤265-2	平成30年3月31日

地域福祉課

長野県告示第255号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

平成30年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 講習会の主催者の名称及び住所

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

理事長 上原至雅

東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟
9階

2 講習会の開催日

平成30年7月2日（月）～7月9日（月）

3 講習会場の名称及び所在地

長野バスター・ミナル会館

長野市中御所岡田178-2

4 受講料

1万6,000円

食品・生活衛生課

長野県告示第256号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7379の18、7379の85、7379の138から7379の142まで、7379の184、7379の188、7420

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第257号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草1608、1609の6、1682、1683の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第258号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡南木曽町読書351の1、351の2、466の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

読書466の4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により、県の区域の境界に係る道路の管理に関する協定を次のとおり締結し、昭和52年長野県告示第355号（県の区域の境界に係る道路の管理に関する協定）及び昭和54年長野県告示第148号（県の区域の境界に係る道路の管理に関する協定）は、廃止します。

平成30年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 次の道路の区間は、山梨県知事が管理します。

道路の種類及び路線名	区間	備考
県道茅野北杜 韋崎線	長野県諏訪郡富士見町境字甲六沢34番3地先から 山梨県北杜市小淵沢町字下前後沢4149番1地先まで	甲六橋
県道北杜富士 見線	山梨県北杜市小淵沢町字松木平9220番地先から 長野県諏訪郡富士見町落合字加藤村234番4地先まで	甲六橋
県道北杜富士 見線 県道富士見原 茅野線	山梨県北杜市小淵沢町字大平10061番地先から 長野県諏訪郡富士見町境字棒道端4439番1地先まで	甲六川橋

2 次の道路の区間は、長野県知事が管理します。

道路の種類及び路線名	区間	備考
一般国道141号	山梨県北杜市高根町清里字念場原3345番1地先から 長野県南佐久郡南牧村大字野辺山字矢出原217番76地先まで	新大門川橋

3 協定締結日 平成30年3月9日

4 協定の相手方 山梨県知事 後藤 斎

道路管理課